後期高齢者医療制度のお知らせ



昭和 7年 7月 7日 平成20年 4月 1日 平成20年

39011000 と施羅展舞高勝書医歴史報連合 (条)

問い合わせ 年金・長寿医療グループ(☎852137)

保険証が新しくなります (黄緑色→黄色)

現在、使用している保険証(黄緑色)は、8月以降は使用できません。新しい保険証(黄色)は 7月中に交付します。 後期高齢者医療被保険者証 有 新 期 服 ○○年 9月30日 交付年月日 ○○年 7月 1日

新しい保険証(黄色)の有効期限は9月30日金です ご注意ください

窓口負担割合の見直しに伴い、9月中に全ての被保険者の方に 再度新しい保険証(有効期限 令和5年7月31日月)を交付します。 10月1日出以降は新しい保険証を使用してください。

減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)と限度証(限度額適用認定証) が新しくなります(橙色→水色)

現在、使用している減額認定証(橙色) と限度証(橙色)の有効期限が、令和4年 7月31日回をもって満了となるため、8月 以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月 中に減額認定証と限度証を交付しますので、 8月1日側からは新たな減額認定証(水 色)や限度証(水色)を使用してください。 また、新たに必要となる方は、右の交付 要件に該当することをご確認の上、年金・ 長寿医療グループに申請してください。 ※有効期間は1年間です。





◆減額認定証の交付対象…次の区分 I または区分 II に該当 する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいず れかに該当する方
区分I	●世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用。 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。
	●老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みI、ま たは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、 その方と同一世帯にいる被保険者
現役並みⅡ	現役並みIIに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者
現役並み I	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、 その方と同一世帯にいる被保険者

令和4年度の保険料額は、7月にお知らせします

保険料の支払い方法

保険料の納付は、原則『年金天引き』です。申し出により □座振替に変更することができます。

次の(1)~(3)のいずれかに該当する方は『年金天引き』 対象になりません。納付書または口座振替で納めてください。 (1)介護保険料が『年金天引き』されていない方(年金額が 年額18万円未満の方)

- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保 険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3)新たに後期高齢者医療制度に加入した方の半年の期間
- ●□座振替を希望する方は、年金・長寿 医療グループに問い合わせください。 (国民健康保険に加入していた方で引 き続き□座振替を希望する方も、申請 が必要です。)
- ●社会保険料控除は、『年金天引き』の 方は本人、『口座振替』の方は口座名 義人に適用されます。